

## (参考資料1) 公営バスと民間バスの共通定期券等の事例概要

公営バスと民間バスでの共通定期券等の事例を以下に示した。

- ・ 特定の共同運行区間の路線のみ限定的に導入している例が多い。
  - ・ 運賃収入を事業者間で配分する際に、その根拠となるデータの入手が容易な I C カードを利用しているケースが多い。
- ・ 事業者間での共通定期券等を導入する場合、事業者間の運賃収入配分の基準や方法が問題になることが多い。そのため、共通定期券等の導入にあたっては、収入配分の容易性や客観性を担保するためにも、両事業者が同一区間を運行する「共同運行」の区間での導入や、I C カードの利用を前提に検討することが現実的である。

地域	民間事業者 (略称)	利用可能区間	形態
八戸市	南部	共同運行区間 (一定時間間隔で運行) ① 八戸駅~中心街 ② 八太郎~中心街	・ 紙券 ① 当該区間内の乗車区間を対象とする定期券 ② 当該区間を含む区間を対象とする定期券
横浜市	東急、神奈川中央、相鉄、京急	11 系統の共同運行区間 (郊外の駅と駅、駅と住宅地を結ぶ系統が中心) (均一料金区間では、2km 以下の共通短距離定期券あり)	・ I C カード又は磁気カード (但し、均一料金区間における共通短距離定期券は、磁気カード又は紙券)
名古屋市	名鉄	共同運行区間 (料金均一制) の共通乗車 ・ 基幹バス新出来町線(栄・引山) ・ 栄・大治西条間	・ I C カード
神戸市	山陽	・ 12 系統以上の共同運行区間 (郊外の駅と駅、駅と住宅地を結ぶ系統が中心)	・ I C カード又は磁気カード
熊本市	熊本都市	・ 並行 (競合) 運行区間	・ 紙券 ・ 他事業者等との共同乗継定期券についても、市営又は熊本都市バスの区間のみ、共通乗車が可能

(資料) 各事業者のホームページ内容及び聴き取り調査により作成